

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関する フォローアップ会議設置要綱

(設置)

第1条 国土交通省では、これまでに改正した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下、「建築設計標準」という。）」に係る内容等について点検、改善を行い、今後の建築物のバリアフリーの取組に向けた参考とするため、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議（以下、「フォローアップ会議」という。）」を設置する。

また、個別課題については、必要に応じてWGを設置して議論する。

(所掌事務)

第2条 フォローアップ会議は、建築物のバリアフリーに関する取組状況や課題等を共有するとともに、建築設計標準を継続的に点検、改善していくための情報共有、意見交換を行う。

(組織)

第3条 フォローアップ会議は、建築物のバリアフリー化に係る知見を有する者のうちから委嘱した委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、当該年度の末日までとする。

(座長)

第4条 フォローアップ会議に座長を1名置く。座長は会務を総理し、フォローアップ会議を代表する。

(フォローアップ会議)

第5条 フォローアップ会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 フォローアップ会議は公開するものとし、その議事要旨は公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、特定の事業者に関連したもののその他座長が公開することが適当でないと認めたものは公開しないものとする。

(事務局)

第7条 フォローアップ会議の事務局は、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付及び補助事業者に置く。

2 フォローアップ会議の庶務は、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付担当官及び補助事業者が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、フォローアップ会議の運営に関し必要な事項は、座長がフォローアップ会議に諮って定める。

附則 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。